

## 令和6年第7回大野町農業委員会議事録

令和6年7月5日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第7回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

---

### 本日の会議に付した議案

- 報第13号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第15号 公共転用に係る法定協議に関する事前調整について
- 議第17号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第18号 農地法第4条の規定による許可について
- 議第19号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第20号 農用地利用集積計画について

---

### 出席農業委員（11名）

- |              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員  | 2番 馬淵 徳次 委員   | 3番 内田 博人 委員  |
| 5番 河本 茂樹 委員  | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員  |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員    | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 15番 飯沼 良一 委員  |              |

### 出席農地利用最適化推進委員（11名）

- |           |          |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|
| 岡田 松榮 委員  | 林 竜彦 委員  | 渡邊 靖 委員  | 所 勝重 委員  |
| 久保田 静眞 委員 | 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 |
| 野津 正明 委員  | 宮嶋 博幸 委員 | 田代 定 委員  |          |

### 欠席農業委員（2名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 12番 加納 賢 委員 | 13番 清水 誠 委員 |
|-------------|-------------|

### 本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- |            |          |         |
|------------|----------|---------|
| 事務局長 吉村 康弘 | 係長 高島 伸圭 | 係 若原 宏晃 |
|------------|----------|---------|

(令和6年7月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の加納賢委員、清水誠委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

[全員起立－農業委員会憲章唱和]

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を3番の内田博人委員、5番の河本茂樹委員にお願いしたいと思います。それでは報第13号について、事務局より説明願います。

[係長高島伸圭 報第13号の議案説明]

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で465㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。6筆で7,468㎡でございます。

3番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。2筆で3,172㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。8筆で5,413㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。5筆で7,721㎡でございます。

報第13号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第13号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第14号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第14号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番でございます。所有者と耕作者の間で使用貸借権が設定されておりましたが、令和6年6月13日付で合意解約されたということで、通知されました。

2番と3番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による貸借権を設定しておりましたが、令和6年4月26日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第14号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第14号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第15号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係若原宏晃 報第15号の議案説明〕

○係（若原宏晃）

農地法第4条第8項及び第5条第4項の規定による協議に関しては、事前調整を行う必要があり、事前調整の申出書の提出があったため報告します。

今回の法定協議制度について概要を説明させていただきます。指定市町村が行う転用行為については許可不要となっておりますが、今回の案件のように学校等を設置する場合は特別に許可が必要になります。しかし、転用許可権者と協議を行い、その協議が成立すれば許可があったものとみなすことができるというのが法定協議制度になります。また、協議は事前調整を行った上で行うとなっております。

報第15号の説明に戻ります。今回の事前協議の内容ですが、大野町が譲渡人より農地を購入し、公立幼保連携型認定こども園を建築するために申請されました。なお、現在の南こども園敷地4,412㎡に隣接しており、一体利用地として利用することにより、園の安全性・利便性が向上するため、こちらの土地を選定しました。

報第15号については、以上でございます

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第15号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第17号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第17号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は2,305㎡となります。担当推進委員は渡邊委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は196㎡となります。担当推進委員は林委員でございます。

議第17号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第17号の1番の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第17号の2番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第17号の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第17号の1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第18号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第18号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第4条の規定により、自己所有農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなり、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。こちらは申請人が自己所有農地に一般個人用倉庫を建築するために申請をされております。当該地にはすでに農業用倉庫がありますが、今回そちらは取り壊すとのことです。担当推進委員は田代委員でございます。

○議長（目加田菊次会長）

議第18号の1番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明どおりですが、補足させていただきます。申請人は現在町外の住所ですが、大野町に戻ってくるとのことです。

○議長（目加田菊次会長）

議第18号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第18号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第19号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第19号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、分家住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は久保田委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より土地を借り受け、資材置場として利用するために申請されました。担当推進委員は田代委員でございます。

議第19号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第19号の1番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静眞委員）

譲渡人の息子が町外に住んでいて、今回個人住宅を建て大野町のほうで生活するとのことですが、細長い農地のほうは上水道のパイプをひくために必要です。残りは住宅敷地となります。

○議長（目加田菊次会長）

議第19号の2番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第19号の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第19号の1番・2番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第20号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第20号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定めるにあたっては、農業委員会の決定を経ることとなっており、令和6年6月25日付け文書で農業委員会の意見を求められております。令和6年7月31日に終期を迎える利用権の更新及び、新たに利用権を設定する分の農用地利用集積計画です。

今回は個人分といたしまして8件、8,338㎡の申請がありました。また、賃貸借を伴うものについては3件1,654㎡、使用貸借を伴うものについては5件6,684㎡でございます。

こちらは令和6年8月1日公告予定です。公告後の集積面積は大野町全体で564haとなり、集



積率は49.5%となります。

議第20号については、以上でございます。ご審議の方よろしくお願ひします。

○議長（目加田菊次会長）

議第20号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第20号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

○議長（目加田菊次会長）

本日報第15号で報告がありました公共転用に係る法定協議に関する事前調整について、もう少し詳しい説明をいただきたい。

○係（若原宏晃）

まず法定協議についての流れを説明します。今回の事前調整申出を受け、大野町で事業計画の適否を判断します。その後、適となった場合協議書の提出があるので、来月の農業委員会で意見を決定し大野町長に回答します。事業の内容としては、全体の建物の面積が986㎡で建設予定期間は令和6年12月から令和8年3月となっております。

○事務局長（吉村康弘）

今回公立園の統廃合の案件になります。現在公立園は西こども園と南こども園の2園があります。今後西こども園が廃園予定で、南こども園に統合する計画で、当初南こども園を改修する予定でし

たが、改修の場合と、新築で定員を減らした場合と費用の差が少ないため新築で行うことになりました。土地の購入については、6月議会で承認をいただいております、新しいこども園の計画については、今回購入する土地を含めて北側にずれて建築する予定となっております。

○議長（目加田菊次会長）

他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については8月6日9時より行います。よろしくお願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第7回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

内田 博人



委員

河本 茂樹



